

激変緩和措置について

利便性係数の見直しにより家賃が上昇する世帯に対して、激変緩和措置を適用し、段階的に家賃を上昇させる場合をシミュレーションする。

例) 見直し案Aにおいて、5年の激変緩和措置を設ける場合。

【(i) 二条市営住宅（全住戸で上昇額最大）】

（収入分位1）

（見直し前）37,900円 ⇒（見直し後）46,700円

【(ii) 平均（家賃が上昇する住戸の平均）】

（収入分位1）

（見直し前）21,400円 ⇒（見直し後）22,800円

⇒ <激変緩和措置の適用>

平成27年度から見直し後の利便性係数が適用される場合、家賃の推移（推定）は以下の表のとおりになる。

【(i) 二条市営住宅（収入分位1）】

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 37,900円 | 39,600円 | 41,400円 | 43,100円 | 44,900円 | 46,700円 |

【(ii) 平均（収入分位1）】

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 21,400円 | 21,600円 | 21,900円 | 22,200円 | 22,500円 | 22,800円 |